

処遇改善加算業務専門員（高齢分野）

募集要項（会計年度任用職員）

項 目	内 容
職名	処遇改善加算業務専門員（高齢分野）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	福祉局高齢者施策推進部介護保険課 （新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 26 階北側）
職務内容	介護職員（高齢分野）の処遇改善加算制度に係る事業者からの問合せ対応、提出書類の審査、不備のある提出書類への対応（事業者への連絡、訂正及び再提出依頼）等
採用予定人数	1 人
応募資格・求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険に関する基礎的な知識を有すること。 ・都や区市町村などの行政事務又は民間の事務職の実務経験（電話対応業務を含む）を有し、書類審査事務を適切かつ円滑に行うことができること。 ・基本的な接遇能力を有し、事業者からの問い合わせに対して、電話対応又はメールにて適切かつ円滑に行えること。 ・パソコン（Word、Excel、Outlook 等）を操作し、文書作成、データ入力やメール作成・送信が支障なく行えること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	月 1 6 日
勤務時間	9 時 0 0 分から 1 7 時 4 5 分まで ※緊急の場合には超過勤務が生じることがあります。 ※勤務時間帯については、上記により難しい場合は一般職員の例等による。
休憩時間	1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 2 0 8 , 1 0 0 円 通勤手当相当額を別途支給（上限 150, 000 円/月）

	<p>※ 原則として毎月 15 日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険の加入：有 (一定の要件を満たした場合)
応募方法	<p>Logo フォーム (https://logoform.jp/form/tmgform/1414306) にログインいただき、会計年度任用職員申込書(第 1 号様式) (別添参照) を応募期限までに御提出ください。</p> <p>※Logo フォームのアカウントをお持ちでない方は、お手数ですがアカウント登録をお願いいたします。</p> <p>※応募書類は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、御了承ください。</p> <p>※志望動機欄は必ず御記載ください(欄内に書ききれない場合は、別紙でも可)。</p> <p>※連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。</p> <p>※その他配慮が必要な事項(育児、介護等)がある場合は、必ずその旨を記入してください。</p>
応募期限	令和 8 年 4 月 10 日 (金曜日)
選考方法	<p>(1) 第一次選考 書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各選考結果は、可否に関わらず通知します。 ・一次選考合格者には、別途、面接日調整のため連絡させていただきます。 ・第二次選考は 4 月中旬以降に実施を予定しております。 ・第二次選考の結果は、4 月中旬以降に通知します。 ・選考経過及び結果に関する問い合わせに一切応じられません。
問い合わせ、申込先	<p>(1) 採用に関すること 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 (東京都庁第一庁舎 26 階北側) 福祉局高齢者施策推進部企画課管理担当 電話：03-5320-4568 都庁内線 33-511</p> <p>(2) 業務内容に関すること 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 (東京都庁第一庁舎 26 階北側) 福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当 電話：03-5320-4274 都庁内線 33-561</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。